

## 横須賀バスツアー助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市への団体観光客誘致を図るため、市内駐車場および飲食店を利用するバスツアーに対して、予算の範囲内で「横須賀バスツアー助成金」(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この助成金の実施主体は、横須賀集客促進・魅力発信実行委員会(以下「委員会」という。)とする。

### (助成対象者)

第3条 本市へのバスツアーを主催または手配する旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者をいう。)から申請されたものとする。

### (助成金額)

第4条 助成金額は、バス1台あたりの乗車人数(乗務員、添乗員を除く。)により決定するものとし、次の各号による。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 20人以上      | 40,000円 |
| (2) 10人以上19人以下 | 20,000円 |

### (交付条件)

第5条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 横須賀市外から出発した旅行であること。
- (2) 「ヴェルニー公園」「よこすかポートマーケット」「長井海の手公園 ソレイユの丘」「くりはま花の国」「ペリー公園」「横須賀美術館」「しょうぶ園」「荒崎公園」駐車場のうち2か所以上利用すること。
- (3) 一般社団法人横須賀市観光協会会員の飲食店を1か所以上利用すること(自由食は不可)。

### (交付の対象外)

第6条 前条の規定のうち、次の各号に掲げるものは交付の対象外とする。

- (1) 国や自治体、公的な団体が実施する会議・研修旅行
- (2) 修学旅行など学校行事として実施する旅行
- (3) 宗教活動や政治活動の一環の旅行
- (4) 公序良俗に反するなど、委員会会長(以下「会長」という。)が不適当と認めるもの

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、実施日の10日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、実施日の10日前が休日(土・日・祝)の場合は休日の前日までとする。

(1) 旅行行程表

(2) 経費見積書(参加者一人あたりの料金等がわかるもの)

(交付の決定)

第8条 委員会は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付を決定し、申請した者に助成金交付決定通知書(様式第3号)にて通知する。

(交付申請の変更および中止)

第9条 申請者は、交付決定した内容に変更が生じたときおよび旅行を中止するときは、助成金変更・中止申請書(様式第2号)を速やかに委員会に提出しなければならない。

(交付の取り消し)

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第11条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施報告)

第12条 申請者は、助成事業が完了したときは、施設利用証明書(様式第4号)および助成金請求書(様式第5号)を速やかに委員会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 委員会は、助成金に係る請求書の提出があったときは、施設利用証明書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認められるときは助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(指示及び検査)

第15条 会長は、助成金の交付を受けた旅行者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業の終了)

第16条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(細 則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 横須賀ツーリズムバス 助成金交付要綱(令和2年4月1日施行)は令和2年6月26日に廃止する。